

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年7月31日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市牛窓町鹿忍[REDACTED]で発生した農道法面崩壊事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- 1 事故の相手方
住 所 瀬戸内市牛窓町牛窓[REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 2 事故の概要
令和6年5月28日（火）午後6時ごろ、瀬戸内市牛窓町鹿忍[REDACTED]へ市の管理する農道の法面が豪雨により崩壊し、宅地内に土砂が流入し建物および器物が破損する事故が発生した。
- 3 和解の要旨
瀬戸内市は、損害賠償金として、169,500円を相手方に支払う。